

竹原市都市再生協議会検討部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、竹原市都市再生協議会設置要綱（平成28年10月26日施行）第7条に規定する検討部会（以下「検討部会」という）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 検討部会の委員は、別表に掲げる者とする。

(部会長及び副部会長)

第3条 検討部会には、部会長を置き、副市長をもって充てる。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(ワーキング会議)

第4条 検討部会に必要な事項について詳細な調査及び研究を行うため、ワーキング会議を置く。

1 ワーキング会議は、原則として、市行政組織の課長補佐、主査又は係長で構成する。

2 ワーキング会議構成員は、所属長である検討部会員の推薦によるものとする。

3 ワーキング会議構成員の任期は2年とし、辞任又は異動による構成員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

4 ワーキング会議は、都市整備課長又は課長補佐を座長とし会議を総理する。

5 ワーキング会議は、調査及び研究の経過並びに結果を検討部会に報告しなければならない。

6 座長は、必要と認めるときは、構成員以外の職員又は専門的知見を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(運営)

第5条 検討部会は部会長が、ワーキング会議は座長が必要に応じて招集する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は部会長が、ワーキング会議の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

(庶務)

第7条 検討部会及びワーキング会議の庶務は、建設部都市整備課が処理する。

附 則

この要綱は、平成28年10月26日から施行する。

別表（第2条関係）

役 職 名		備 考
副市長		(部会長)
総務部	総務課長	
	財政課長	
企画振興部	企画政策課長	
	産業振興課長	
市民生活部	市民課長	
	まちづくり推進課長	
福祉部	社会福祉課長	
	健康福祉課長	
建設部	建設課長	
	下水道課長	
公営企業部	水道課長	
教育委員会	教育振興課長	
	文化生涯学習課長	